

熊本県立図書館資料収集基準

1 目的

熊本県立図書館設置条例第1条に定める目的を達成するため、「熊本県立図書館資料収集方針」に基づき、熊本県立図書館(以下「県立図書館」という。)における 資料収集基準を定める。

2 資料収集基準

(1) 資料収集の共通基準

資料収集にあたっての共通基準は、次のとおりとする。

- ア 各分野の入門書、概説書、実用書及び古文書類は、専門的観点から書かれた内容の充実したものを収集する。
- イ 各分野における受賞作品を収集する。
- ウ 話題となっている分野や郷土が密接に関わっている分野を収集する。
- エ 改訂増補版等の版次の変更については、改訂内容、改訂年次の間隔、分野の進歩の度合いなどに応じて収集する。

(2) 収集対象外資料

次の事項に該当する資料は、原則として収集しない。

ただし、児童書、郷土資料、県内行政資料及び電子図書館用電子書籍についてはこの限りではない。

- ア 学習参考書及び各種試験問題集
- イ 現行教科書及び特殊な教師用資料
- ウ プライバシーを著しく損なうおそれがある資料
- エ 高度な専門的資料
- オ 文庫本以下の小型本（ただし、市町村支援資料を除く）
- カ 形態的に見て変形、簡易な造本等取扱いに支障がある資料
- キ 書き込みなどを目的として編集された資料
- ク 一般資料については49ページ未満の資料（ユネスコ「図書及び定期刊行物の出版物についての統計の国際的な標準化に関する勧告」（1964年）の定義を準用）
- ケ コンピュータに登録が出来ない言語の資料

(3) 主題別の収集基準

収集する資料の主題別の収集基準は次のとおりとし、各分野・分類における詳細な基準については別表1～4のとおりとする。

ア 一般資料

- (ア) 高校生以上を対象とした資料で、入門書から専門書まで幅広く収集する。
特に、学術的、社会的評価を受けた資料、後世に伝える必要があると判断される資料及び調査研究の支援となる資料は重点的に収集する。
- (イ) 生涯にわたる学びを支援するために、身近な悩みや問題の解決に役立つ資料や就職や起業・事業経営に必要とされる資料を収集する。

- (ウ) 子どもを育てる人たちを支援するために、子育てに関する資料を収集する。
- (エ) 中学生から20歳未満の青少年の読書活動の推進を図るとともに、生活や学習の課題解決に資するため、ヤング・アダルト(YA)資料を収集する。

イ 郷土資料(古文書類を含む)

- (ア) 郷土資料に関する用語の意義(法令文において通常「定義」は使用しない)
 - a 郷土
 - 次のいずれかに該当する地域をいう。
 - (a) 現行の行政区画による熊本県全域
 - (b) 歴史的に熊本と関連ある旧藩などの地域
 - b 郷土人
 - 次のいずれかに該当する者をいう。
 - (a) 郷土出身者
 - 郷土出身で、郷土在住の如何を問わず郷土に影響を与えた者
 - (b) 郷土にゆかりのある者
 - 郷土以外の出身で、郷土在住の如何を問わず郷土に顕著な影響を与えた者
 - (イ) 収集する郷土資料
 - a 郷土に関する次の資料を収集する。
 - (a) 郷土の事柄を主題とした著作
 - (b) 郷土が舞台となる作品
 - (c) 郷土に伝承された説話、民話、方言等の関係資料
 - (d) 郷土で開催された催し物等の関係資料
 - (e) 郷土地域における行政、司法及び立法の関係資料
 - (f) 郷土に所在する会社、研究所、団体などの会社史、要覧、規則、名簿、統計、報告書、所蔵目録等
 - b 郷土人に関する次の資料を収集する。
 - (a) 郷土人の著作
 - (b) 郷土人に関する著作
 - (c) 郷土人が重要な登場人物となる作品
 - (d) 郷土人の作品目録等
 - c 熊本県内の出版物
 - 熊本県内の出版物は、原則として、2の(3)のウに掲げる県内行政資料を除くほか、郷土資料として収集する。
ただし、区分が県内行政資料に該当する場合であっても、編集者又は発行者が熊本県内の行政機関等である次の資料については郷土資料とする。
 - (a) 市町村史(誌)類
 - (b) 絵地図類
 - (c) 学校沿革史(誌)及び記念誌類
 - (d) その他、特に郷土資料として受け入れることが適当と認めたもの
 - (ウ) 古文書類

- a 室町以前の関係資料（竹崎季長関係資料等）は積極的に収集する。
- b 近世文書資料では、藩政関係資料（加藤家、細川家、相良家等及びそれらの家臣に関する資料・絵図等）を中心に収集する。
- c 時習館や西南の役に関する資料等、本県の歴史に関する重要な資料を収集する。
- d その他近世及び近代を通じて著名な人物や事件・事象に関する資料を収集する。

ウ 県内行政資料

- (ア) 熊本県内の行政機関及び県内公的機関（国及び地方公共団体が設立した財団等）が編集又は発行する資料を収集する。
- (イ) 熊本県外の行政機関及び県外公的機関（国及び地方公共団体が設立した財団等）が編集又は発行する熊本に関する資料を収集する。

エ 児童関係資料

- (ア) 乳幼児から中学生までを対象とした児童書を収集する。
- (イ) 児童書や児童サービスに関する研究書や資料を収集する。

オ 市町村支援資料

所蔵資料が少ない市町村立図書館等（学校図書館を含む）への支援用資料として、次のとおり収集する。

- (ア) 県民の課題解決、教養の向上に資する資料を収集する。
- (イ) 新しい知識や情報を提供するため、新刊書を中心に収集する。
- (ウ) 実用書のうち、地域の生活に適応した内容のもので長期にわたり利用できるものを収集する。
- (エ) 娯楽、レクリエーションは、多様な分野でニーズに合った内容のものを収集する。
- (オ) 文学書は、各分野にわたり県民のニーズを考慮しながら収集する。
- (カ) 児童書は、人格の形成、情操の涵養、適切な読書習慣を養うのに役立つもの及び学習の参考となるものを収集する。
- (キ) 参考図書類、全集、叢書類、専門書は収集しない。

カ 逐次刊行物

官報、県公報、熊本市公報、各分野の主要な雑誌、紀要類及び新聞を収集する。

キ 視聴覚資料

音声や映像の視聴を目的としたもので、県民の調査研究に役立てるための資料及び郷土に関する次の資料を収集する。

なお、収集の対象とする資料は、原則として、著作権処理済みのものとする。

- (ア) 郷土や郷土出身者に関するもの
- (イ) 資料的価値のあるもの
- (ウ) 文字資料を補完するもの

ク 高齢者・障がい者サービス資料

高齢者や軽度の視覚障がい者に有効な大活字本を収集する。

ケ 電子図書館用電子書籍

図書館におけるDX化を推進し、教育支援型の電子図書館として、学校図書館を資料面で支援できる資料、また、子育て世代や県民の学び直しを支援できる資料を公共図書館向けコンテンツから収集する。

コ 外国語資料

県内に住む外国人が日本文化を理解し、また県民の国際理解が進むよう、外国語資料を収集する。

3 収集部数

原則として1部収集する。

ただし、郷土資料、県内行政資料、児童関係資料、市町村支援資料、電子図書館用電子書籍並びに選書委員会等が認めた場合にあっては、2部以上収集することができるものとする。また、電子書籍及びデイジー図書については、利用形態の相違から、紙書籍との重複した収集を妨げない。

4 資料収集に関する組織

- (1) この方針による資料の収集は、「選書委員会」及び「収集委員会」により決定する。
- (2) 「選書委員会」及び「収集委員会」の設置に関することは、別に定める。

5 資料収集の方法

- (1) 資料の収集に際しては、購入及び寄贈等により受け入れる。

なお、寄贈等による受入れにおいても収集方針を適用する。

- (2) 資料収集に当たっての情報源は、新刊案内、出版目録、新聞・雑誌などの紙面による情報のほか、現物選書も活用する。

6 資料購入リクエスト

県民及び市町村立図書館等からの購入リクエストによる受入れについては、収集方針を適用する。

7 資料収集への専門家知識の活用

資料収集に専門的な知識を必要とする場合は、外部専門家の意見を参考として収集することができる。

8 収集目標の設定及び評価

- (1) 資料収集においては、収集目標を設定する。
- (2) 蔵書構成の達成状況等に関し、評価を行い公表する。

9 利用者の意見等の反映

県立図書館に寄せられる利用者の意見等を尊重し、資料収集に配慮する。

附 則

この資料収集基準は、平成24年4月1日から施行する。

この資料収集基準は、令和6年1月24日から施行する。

この資料収集基準は、令和7年12月22日から施行する。